

<教育長答弁>

光本議員 1001

作成部局 教育委員会

質問要旨 第6回本会議での一般質問以降、兵庫県の
東京オリンピック・パラリンピック事前合宿招致
プロジェクトの進捗状況は。

答弁要旨

昨年10月に、この事業の窓口である兵庫県に対し、
尼崎スポーツの森及びベイコム総合体育館を招致可能
施設として回答し、今年11月には、東京オリンピック・パ
ラリンピック組織委員会に対し、正式に事前合宿を招致
する旨を申し出ております。

現在は、事前合宿招致に向けた広報活動として、兵庫
県及び全国知事会がホームページを開設し、本市が招
致可能施設としている尼崎スポーツの森及びベイコム総
合体育館を掲載いただいている状況でございます。

引き続き、兵庫県と連携しながら、東京オリンピック・パ
ラリンピック組織委員会に情報の提供を行ってまいりま
すとともに、本市ホームページ等によるPRにも努めてま
いりたいと考えております。

以上

光本議員 1002 作成部局 総務局 No.1

質問要旨

正規職員に限らず嘱託員、アルバイトを含めて、ワーク・ライフ・バランスの浸透・進捗具合はどうか。

答弁要旨

平成26年6月から尼崎市ワークライフバランス推進プロジェクトチームにおいて検討を始め、今年3月にワークライフバランスの推進に関する報告書をまとめました。

今年度には、報告書で提案のあった「早出遅出勤務制度」を導入し、また、「子の看護休暇」については、正規職員のみならず、嘱託員・臨時的任用職員も対象に取得要件の拡大を行いました。

今年度新たに、家庭内・職場内でのコミュニケーション促進のために実施した、こどもが親の職場を訪ねる「こども参観日」については、臨時的任用職員も参加して実施し、参加者や所属職員から、自身のワークライフバランスについて考えるきっかけになったとの意見も頂きました。

(次ページに続く)

さらに、人事評価制度におきましてもワークライフバランスと業務改善に関することを目標に定めるなど、制度の充実を図ってまいりました。

ワークライフバランスの推進につきましては、取り組みを始めたばかりのため、考え方が浸透し、成果が現れてくるには時間を要するものと考えており、今後も地道に取り組みを継続してまいります。

以上

質問要旨 現在のバス停やタクシー乗場を廃止することを決めたのはいつなのか。また、その決断に至った経緯はどうか。

答弁要旨

現在のJR塚口停留所の移設については、平成26年度当初に交通局として決定したものでございます。

決定した経緯につきましては、鉄道駅のバス停留所は、鉄道との乗り継ぎの利用者が多いことを踏まえ、可能な限り鉄道駅に近い場所に設置しているところであり、JR塚口停留所につきましても、具体的な図面等で調整を行う中で、走行環境が整い、利用者の利便も全体として向上させることができると判断したことから、移設を決定したものでございます。

以上

光本議員 1004

作成部局 健康福祉局 No. 1

質問要旨

条例制定に向けて具体的にどのような検討が行われているのか、進捗を教えてください。

答弁要旨

たばこに関する課題は、喫煙や受動喫煙における健康問題から吸い殻のぽい捨て等のごみの問題や火事、火傷などの安全対策など多岐に渡り、現在も各部署で様々な取り組みを実施しております。

尼崎市たばこ対策推進プロジェクトチーム会議では、各部署で実施しているたばこ対策の目的・目標及び関連性を共有することで、たばこ対策は、1. たばこを吸わない大人を育てる。2. 禁煙を支援する。3. 受動喫煙による健康被害をなくす。4. 喫煙マナーの徹底。の4本柱を設定し、協議を進めているところでございます。

現在、屋外での喫煙対策など不足している取り組みや優先的に取り組む必要がある課題を確認したところであり、今後、具体的な取り組みを検討してまいります。

以上

(医務監答弁)

光本議員 1005 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

「子育て世代包括支援センター」について、本市においては現時点でどのような検討がされているのか。

答弁要旨

「子育て世代包括支援センター」は、子ども・子育て支援法の利用者支援事業の「母子保健型」として位置づけられており、保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談事業を実施することとなっています。

本市においても国と同様に、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、出産・子育てに係る父母の不安や負担が増えてきていることから、妊娠期から全ての対象者にきめ細かな支援体制を図るため、子育て世代包括支援センターの設置を検討しております。

具体的には、妊産婦の相談支援等を強化するため、保健センターに（仮称）子育て支援コーディネーターを配置し、妊娠期から継続的に寄り添い型支援を行うことで、

対象者の不安や負担の軽減を図り、子育て期に至るまで関係機関と連携しながら支援体制を整備していく予定です。

時期につきましては、保健・福祉センターの設置に合わせて子育て世代包括支援センター機能の付加を考えております。

以上

光本議員 2001

作成部局 教育委員会

質問要旨 東京オリンピック・パラリンピック事前合宿招致と「ホストシティ・タウン事業」との違いをどう認識しているのか。
構想

答弁要旨

ホストシティ・タウン事業は、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、全国の地方公共団体と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的としているものでございます。

本市が先般招致を申し出ました東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿でも、来日された選手と市民との交流を行いたいと考えておりますが、大会開催時のみの交流となります。

それに対し、ホストシティ・タウン事業は、大会開催時だけではなく、大会前、大会中、また大会後も含めた継続的な取組であるという点で事前合宿の招致とは異なるものであり、そういったことを踏まえた計画が必要になるものと考えております。

以上

光本議員 2002

作成部局 教育委員会

質問要旨 本市としてホストシティ・タウン構想を今後どのように取り扱うのか。

答弁要旨

ホストシティ・タウン構想事業に登録を申請するにあたりましては、行おうとする交流やその取組の内容、相手国や実施競技など、相手方との調整を踏まえた計画が必要とされておりますことから、県下におきましても、事前合宿誘致先が決定していない現時点では、いずれの市町からも申請はされていない状況でございます。

なお、登録申請につきましては、第四次申請まであり、登録を本格化するのには、平成28年8月のリオデジャネイロ大会以降で、事前合宿の決定以降になるものと考えておりますが、引き続き、地域の活性化や観光振興の観点等に加え、人員や施設、財源といった交流に必要なリソースの確保などの課題も整理しながら、その取扱について、県とも連携しながら検討していく必要があると考えております。

以上

質問要旨

超過勤務時間を累積して休ませるという運用は、「尼崎市嘱託員取扱要綱」の第 32 条に抵触しないのか。

答弁要旨

ご質問の尼崎市嘱託員取扱要綱の第 32 条の中では、「超過勤務が生じた日の属する月内に限り、嘱託員の請求もしくは所属課長が業務のため必要と認め、かつ、嘱託員の承諾を得た場合は、その超過勤務時間に相当する時間を他の日の通常の勤務時間より短縮することができる。」といった旨を定めており、ご指摘の事例についてもこの規定に基づいて処理されているものと考えております。

しかし、この制度は、あくまでも例外的なものであり、基本的には定められた勤務時間に基づき勤務した上で、業務の必要上やむを得ず、その勤務時間を超えて勤務する必要がある場合には、超過勤務として処理することが原則であります。

(次ページへ続く)

このため、仮にこの制度を利用して議員ご指摘のような運用が常態的に行われているとすれば、そもそもの制度の趣旨を逸脱していると考えられますので、勤務の内容に即した勤務時間の設定を含め、改める必要があるものと考えます。

以上

質問要旨 正規職員と嘱託員の業務のすみ分けや配分はだれが行っているのか。また、嘱託員について業務量に応じた適正な人員配置が行われているのか。

答弁要旨

嘱託員につきましては、地方公務員法第3条第3項第3号に基づき、専門的な知識やスキルが求められる特定の業務を委嘱するものであり、基本的には正規職員と業務内容が異なるものでございます。

また、各職場における日々の業務量については所属長が把握に努めているところであり、毎年度、総務局において全職場から組織・定数上の課題について職員定数計画書により報告を受け、翌年度の組織・定数を措置しているところでございます。

さらに、年度途中において、業務量の増により人員に不足が生じた場合につきましても一定の対応を行っているところでございます。

以上

質問要旨

私療制度などの制度を巧みに利用する正規職員の状況は把握してきたのか。把握されていた場合、何か手立てを講じてこなかったのか。

答弁要旨

私療休暇とは、私傷病により勤務に服することのできない職員に対し、最大 90 日、その治療に専念させる目的で設けられた休暇制度で、基本的には、その原因となる事由が治癒した後に職場へ復帰するという運用を行っており、各職員の私療休暇等の取得状況についても、逐次把握しております。

なお、原因となる傷病が治癒しないまま、結果的に長期にわたって勤務と休暇を繰り返す事例も見られたことから、職員の健康面及び組織維持の観点から、平成 26 年に、それまでは毎年度自動的に 90 日の私療休暇が付与される取扱いだったものを改め、私療休暇からの復帰後 1 年以内に同一の事由により私療休暇を取得する場合は、以前の私療休暇から累積して 90 日を上限とし、それ以上の療養が必要な場合は、休職により療養に専念

(次ページへ続く)

させるといった運用としております。

今後も各個人の病状等に応じて、主治医や産業医と連携しながら、サポートや指導に努めてまいります。

以 上

質問要旨

嘱託員のナレッジ共有について、どのような対策を行っているのか。

答弁要旨

先ほども答弁いたしました。が、嘱託員につきましては、地方公務員法第3条第3項に基づき、専門的な知識やスキルが求められる特定の業務を委嘱しております。

従いまして、嘱託員が退職した場合にも、一定の知識や経験を有する方を新たに委嘱することになりますので、退職したことをもって業務に支障が出ることはないと考えております。

しかしながら、業務の継続性という観点からは、前任者からの引き継ぎ等は当然に必要であると考えておりますので、マニュアルの作成や所属内での情報の共有化を図るよう努めているところでございます。

以上

質問要旨 利用者にとって、バス停やタクシー乗場が現在の場所から遠くなることについて、どう考えているのか。

答弁要旨

先ほども答弁申し上げたとおり、JR塚口駅前に新たなロータリーが開設されることから、バス利用者の全体の利便を勘案し、停留所を移設するものでございます。

現在の JR 塚口停留所をご利用いただいているお客様につきましても、JR福知山線の線路沿いの側道を260メートルほど歩いていただくことにはなりません。交差点を横断することなく安全に、利便を大きく低下させることなく、バスをご利用いただけるものと考えています。

なお、タクシー乗場につきましても同様の理由から移設するものと考えております。

以上

質問要旨 現在のバス停を存続させるための、あらゆる可能性をすべて検討しつくしたか。また、この件についての阪神バスとの交渉の経緯・経過も教えてほしい。

答弁要旨

停留所の移設の検討にあたりましては、地域の方々からの要望を受け、現在のJR塚口停留所を残し、JR駅前ロータリー停留所と両方を運行することも検討はいたしました。

しかし、現在、JR塚口バス停を運行する路線が赤字であり、停留所移設後の乗客動向が不透明な中、今後も、路線を維持していくためには、両方を運行する案では、効率的な運行ができず、所要時間の増加に伴う利便低下により、乗客逸走が懸念されることから、移設を判断したものでございます。

また、バス事業の移譲に伴い、停留所移設後に運行することになる阪神バス株式会社と協議・調整を行いました。が、交通局と同様の考えに基づき、停留所を移設すべきだとの結論に至っております。

以上

質問要旨 現在のロータリーが廃止された場合、いつまでに現在のロータリーの整備案を決定し、いつまでに整備する予定としているのか。

答弁要旨

現在のロータリーをどのような形で活用していくかにつきましては、地元との十分な協議が必要であると考えており、バス停の移設問題が解決してから、改めて活用方法に関する協議を進めることで、地元と話しを致しております。

したがって、現段階では特に期限を定めておりませんが、地元の理解を得て協議を始めることができましたら、早急に整備をしたいと考えております。

なお、それまでの間に違法駐車などがないようにロータリー出入口には、例えばフラワーポットを置くなどの措置を講じてまいります。

以上

(医務監答弁)

光本議員 2010

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

条例を制定する考えがあるのか。

答弁要旨

歩きたばこを含めた路上喫煙について、新たなルールづくりの必要性は認識しております。しかしながら、先ずは健康面からも喫煙者を減らすことや受動喫煙に関する健康影響の正しい理解を訴えることが重要であると考えております。また、ルールの制定については要綱や指針およびガイドラインなども考えられ、強制力を伴う方策等が必要な場合は、条例の制定も視野に入れて検討してまいります。

以上

光本議員 2011

作成部局 健康福祉局 No. 1

質問要旨

条例制定の必要性をどうとらえているのか。

答弁要旨

ご指摘のとおり、兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」や「健康増進法」では、屋外での受動喫煙に関する取り決めについて十分ではありません。これは屋外での受動喫煙の健康影響について科学的根拠が十分証明されていないため、このため各自治体は街美化やマナーの視点からルールとして条例などを制定しております。

しかし、条例等で喫煙禁止区域を設け喫煙に対して過料など罰則を適応している自治体も現実のところ過料を科していなかったり、逆に違反を監視するために多額の経費を費やしている自治体があると聞いております。

本市においては、それらの事例も検討し、罰則を科すのであれば、規制のあり方、方法、範囲など検討したいと考えております。

以上

光本議員 2012

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

平成 28 年度はまず事業を行い、その成果を見てから条例制定の必要性を検討していこうと考えられているのでしょうか。

答弁要旨

他市に見られるように条例で喫煙禁止区域を定める場合には、まずは規制区域を明確にし、決まった場所での喫煙を啓発するための環境整備や、その広報掲示板の設置などハード面の整備が必要であると考えております。

また、歩きたばこを含めた路上喫煙の問題は、喫煙マナーに関する個人のモラルに帰する部分が大きく、一朝一夕に解決できる問題ではありません。これらについて様々な方法で啓発を行い、喫煙マナー向上について粘り強い取り組みを実施することが重要だと考えております。

いずれにしても、たばこプロジェクトでの検討をスタートしたものであり年度内に一定の方向性を示したいと考えております。

(以上)

(医務監答弁)

光本議員 2013

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

いつまでに条例制定をするのか、しないのかを決定するおつもりでしょうか。

答弁要旨

たばこ問題で困っている地域住民の方と協議し、共に可能な取り組みを働きかけるとともに、平成 28 年度はマナー向上に関する啓発や広報を積極的に実施してまいりたいと考えております。その結果や啓発状況から強制力を伴う方策等が必要な場合は条例の制定も視野に入れて検討してまいります。

平成 28 年度は、市制 100 周年を迎える年です。80 周年に市民クリーン運動を実施したように 100 周年としてたばこ対策を市民と協働で実施できる活動に繋げていきたいと考えております。

以上

(医務監答弁)

光本議員 2014 作成部局 健康福祉局 No. 1

質問要旨

「子育て世代包括支援センター」を設置する・しないに関わらず、本市として、「リスクのない人」への支援は今後どうしていくのか。

答弁要旨

本市では、母子保健に関する切れ目のない支援として、妊娠届出時の保健師による妊婦の全数面接、生後2ヶ月児の全戸訪問、また各種健診等を通じて、妊娠期から子育て期に関して、リスクのあり、なしに関わらず支援を行っているところです。

しかしながら、先ほどもお答えさせていただきました社会背景の中で、特に出産前後の数週間が妊産婦の不安や負担が高い調査結果もありますことから、その期間は特に全妊産婦に対して、電話や訪問等により、不安等に丁寧に取り添う支援体制を組んでいく必要があることから、その体制を検討しているところです。

以 上